

資 料 編

1. 世界人権宣言	40
2. 日本国憲法（抜粋）	46
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	49
4. 関連年表	51
5. 人権に関する相談窓口	61

1. 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【自由及び権利の保持義務と公共福祉性】

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重と公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【思想及び良心の自由】

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護】

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第23条 学問の自由は、これを保障する。

【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利と受けさせる義務】

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

【基本的人権の由来特質】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4. 関連年表

年	国連関係	国内
昭和 21 年 (1946 年)		「日本国憲法」公布
昭和 22 年 (1947 年)		「労働基準法」公布 「児童福祉法」公布
昭和 23 年 (1948 年)	「世界人権宣言」採択	
昭和 24 年 (1949 年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
昭和 34 年 (1959 年)	「児童の権利に関する宣言」採択	
昭和 35 年 (1960 年)		「身体障害者雇用促進法」公布
昭和 40 年 (1965 年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
昭和 44 年 (1969 年)		「同和対策事業特別措置法」(同対法)公布
昭和 48 年 (1973 年)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
昭和 50 年 (1975 年)	「障害者の権利に関する宣言」採択	
昭和 54 年 (1979 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)採択	
昭和 57 年 (1982 年)		「地域改善対策特別措置法」公布
昭和 60 年 (1985 年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布
昭和 62 年 (1987 年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)公布
平成元年 (1989 年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	
平成 2 年 (1990 年)	世界保健機関(WHO)国際疾病分類から「同性愛」を削除	
平成 5 年 (1993 年)		「障害者基本法」公布
平成 7 年 (1995 年)	「人権教育のための国連10年」スタート(～2004年)	「人権擁護施策推進法」公布

平成 9 年 (1997 年)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法) 公布 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法) 公布 ・障害者雇用率 (1.8%) の設定
平成 10 年 (1998 年)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」公布
平成 11 年 (1999 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」公布 「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法) 公布 「外国人登録法」改正 ・指紋押捺全廃
平成 12 年 (2000 年)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法) 公布 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法) 公布 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法) 公布
平成 13 年 (2001 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 公布 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 公布
平成 14 年 (2002 年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「障害者基本計画」閣議決定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法) 公布 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法) 公布
平成 15 年 (2003 年)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法) 公布 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法) 公布 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法) 公布

平成 16 年 (2004 年)		改正「障害者基本法」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・差別禁止理念明文化 改正「犯罪被害者等基本法」公布 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・DV定義の拡大や保護命令制度の拡充 ・国の基本方針及び都道府県における基本計画策定の義務化 改正「児童福祉法」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の役割の明確化 ・要保護児童対策地域協議会の法定化 改正「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の定義見直し ・通告義務の範囲拡大
平成 17 年 (2005 年)	「人権教育のための世界計画」開始	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)公布 「障害者自立支援法」公布 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する雇用率制度の適用
平成 18 年 (2006 年)	「障害者の権利に関する条約」及びその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)公布
平成 19 年 (2007 年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	改正「児童福祉法」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 改正「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法) <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化 ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化、指導に従わない場合の措置の明確化 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令制度の更なる拡充 ・市町村基本計画策定の努力義務 ・配偶者暴力相談支援センター設置の努力

		<p>義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から配偶者暴力相談センターへの保護命令発令の通知
平成 20 年 (2008 年)	<p>「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「世界人権宣言」採択 60 周年</p>	<p>「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択 「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法) 公布 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法) 公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における障害者雇用の促進 ・短時間労働に対応した雇用率制度の見直し <p>改正「児童福祉法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 <p>改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法) 公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別変更の要件緩和 <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法) 公布 改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法) 公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し公安委員会への届出と利用者の年齢確認を義務化
平成 21 年 (2009 年)		<p>「子ども・若者育成支援推進法」公布 「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准</p>
平成 22 年 (2010 年)		<p>改正「児童福祉法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の見直し ・障害児の通所・入所支援の見直し ・障害児相談支援事業の創設 ・障害児の定義等の追加
平成 23 年 (2011 年)	<p>「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」設置 「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択</p>	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 公布 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が追加

		<p>改正「障害者基本法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定、障害者の定義の見直し ・地域社会における共生や差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際的協調などの基本原則を規定 <p>改正「児童福祉法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権停止や管理権喪失の審判等について児童相談所長の請求権付与 ・里親委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行を規定 ・施設長等の児童の監護等に関する権限と親権との関係の規定
平成 24 年（2012 年）		<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）公布</p> <p>⇒障害者自立支援法から改称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に難病患者等を追加 ・重度訪問介護の対象者拡大 ・障害程度区分から障害支援区分への見直し ・共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化 <p>「子ども・子育て支援法」公布</p> <p>改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限延長 <p>「外国人登録法」廃止</p>
平成 25 年（2013 年）	「デジタル時代のプライバシーに対する権利」採択	<p>改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）公布</p> <p>⇒配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律から改称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力やその被害者についても法律が準用 <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布</p> <p>改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定

		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者からの相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助 ・法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者を追加 「いじめ防止対策推進法」公布 「生活困窮者自立支援法」公布 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」公布 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）公布 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布 <ul style="list-style-type: none"> ・執拗な電子メールの送信行為が規制対象に追加 ・警告・禁止命令を行うことができる警察署・公安委員会が拡大 ・加害者に警告及び禁止命令を行った場合、その事実を速やかに被害者に知らせることを義務化 改正「公職選挙法」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人の選挙権の回復
平成 26 年（2014 年）	「子どもの権利」採択 「いじめからの子どもの保護」採択	「障害者の権利に関する条約」批准 「過労死等防止対策推進法」公布 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）公布 改正「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）公布 ⇒「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」から改称 <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノの定義を明確化 ・児童ポルノ単純所持や製造等に対する罰則新設 ・インターネット関連事業者による児童ポルノの所持、提供等の防止措置の努力義務化
平成 27 年（2015 年）		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布
平成 28 年（2016 年）	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に	改正「発達障害者支援法」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁の除去の基本理念が追加



<p>対する保護」採択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から高齢期まで切れ目のない支援について明記 ・司法手続きで意思疎通の手段を確保 ・教育現場における個別支援計画や指導計画の作成の推進 ・発達障害者支援センターの増設 ・都道府県及び政令市に関係機関による協議会を設置 ・国及び都道府県は就労の定着を支援 <p>改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の訪問先拡大 ・就労定着支援の創設 ・自立生活援助の創設 ・補装具貸与制度の追加 ・医療的ケアを要する障害児に対する支援 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ・障害福祉サービス等の情報公表制度の創設 <p>改正「児童福祉法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の理念の明確化 ・児童虐待の発生予防 ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ・被虐待児童への自立支援 <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」公布</p> <p>改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居付近のうろつきやSNS上のメッセージ送信を「つきまとい」として規制対象に追加 ・禁止命令等の制度や罰則の見直し ・ストーカー行為等に係る情報提供の禁止 ・ストーカー行為等の相手方に対する措置やストーカー行為等の防止に資するための措置を規定 <p>改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布</p>
-----------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・従来の不利益取扱い禁止に加え、妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務化 <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）公布</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）公布</p> <p>「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）公布</p>
平成 29 年（2017 年）		<p>改正「児童福祉法」、改正「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入 ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 <p>改正「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対して、利用者の年齢確認、フィルタリングの説明、フィルタリングの有効化措置を義務化
平成 30 年（2018 年）		<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</p> <p>「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」公布</p>
平成 31 年（2019 年） 令和元年	<p>WHO 国際疾病分類を改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害を精神疾患から除外し、性別不合に名称変更 	<p>改正「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉回復の対象に家族を追加 <p>「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布</p> <p>「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）公布</p> <p>改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記 ・保護対象の被害者に「同伴家族」を追加 <p>改正「児童福祉法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者や児童福祉施設の施設長等の体罰

		<p>の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等 ・虐待をした親に対する再発防止プログラム実施の努力義務 <p>改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの将来のみならず、「現在」も改善することを明記 ・児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されることを明記 ・市区町村における貧困計画策定の努力義務化 <p>改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 ・女性活躍に関する情報公表の強化 ・特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設 <p>改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時間未満の短時間労働に対する特例給付金の支給 ・障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設 ・障害者雇用水増し問題の再発防止策強化
令和2年（2020年）		<p>改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に関する事業主および労働者の責務の明確化（努力義務） ・事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱い禁止 ・他社の実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力 <p>改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場内におけるパワーハラスメントの防

		<p>止措置を講じることを企業に義務化（S O G Iハラ・アウティングについても明記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業へ中途採用比率の公表を義務化 <p>「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」公布</p>
令和3年（2021年）		<p>改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政党や国、地方自治体のセクハラ・マタハラ等への防止対策強化 <p>改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化・業務継続への取り組み ・I C Tの活用 <p>改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布</p> <p>規制対象の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G P S機器等の無断取付けやG P S機器等を用いた位置情報の無承諾取得 ・実際の居場所付近での見張り、押し掛け、うろつき ・拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為 <p>改正「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報開示請求を容易にする新たな裁判手続きの創設 ・開示請求対象範囲の拡大
令和4年（2022年）		「こども基本法」公布

5. 人権に関する相談窓口

人 権 全 般	<p>前橋地方事務局「みんなの人権 110 番」(全国共通人権相談ダイヤル) 【電話番号】0570-003-110 【相談日時】月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 【電話番号】0120-279-338 【相談日時】24 時間受付</p> <p>インターネット人権相談受付窓口 【URL】https://www.jinken.go.jp/ 【相談日時】24 時間対応</p> 	<p>群馬県障害者 110 番 【電話番号】027-251-1100 【FAX 番号】027-255-6275 【相談日時】月～金 9:00～15:00 第1・第3火 14:00～16:00 (弁護士相談・要予約)</p> <p>群馬県障がい者差別相談窓口 【電話番号】027-251-1166 【FAX 番号】027-255-6275 【相談日時】月～金 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>玉村町心配ごと相談 (予約制) 【申込電話番号】0270-65-8864 (玉村町社会福祉協議会) 【相談日時】毎月5日 (弁護士相談有)・15日・25日 9:00～12:00 【場所】玉村町まちなか交流館</p>	<p>部落解放同盟群馬県連合会 【電話番号】027-251-5952 【相談日時】月～金 9:00～17:00</p>
女 性	<p>群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 【電話番号】027-261-4466 【相談日時】月～金 9:00～19:30 (祝日・年末年始を除く) 土 10:00～17:00 日 13:00～17:00</p> <p>前橋地方事務局「女性の人権ホットライン」 【電話番号】0570-070-810 【相談日時】月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>群馬県性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま 【電話番号】027-329-6125 【相談日時】月～金 9:00～17:00 (平日 17:00～翌朝 9:00・土日 祝日は、全国一律のコールセンターへつながります。)</p> <p>とらいあんぐるん相談室 【電話番号】027-224-5210 【相談日時】火・水・金・日 9:00～12:00 / 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く、月が祝日の場合は火は休み)</p> <p>ぐんまほほえみネット「すてっぶぐんま」 【電話番号】090-2706-9991 【相談日時】月・水・木・金 9:30～16:30</p> <p>内閣府「DV相談+」 【電話番号】0120-279-889 (24 時間対応) 【相談日時】電話: 24 時間受付 / チャット: 12:00～22:00 【URL】https://soudanplus.jp/</p> 	<p>外国語人権相談ダイヤル 【電話番号】0570-090911 【相談日時】月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 【電話番号】027-289-8275 【相談日時】月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>前橋地方事務局「子どもの人権 110 番」 【電話番号】0120-007-110 【相談日時】月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>群馬県総合教育センター「24 時間子供 SOS ダイヤル」 【電話番号】0120-0-78310 【相談日時】24 時間対応</p> <p>群馬県総合教育センター「子ども教育・子育て相談」 【電話番号】0270-26-9200 【相談日時】月～金 9:00～17:00 第2・第4土 9:00～15:00 (祝日・年末年始は除く)</p> <p>中央児童相談所「こどもホットライン 24」 【電話番号】0120-783-884・027-263-1100 (携帯電話の方) 【相談日時】24 時間対応</p> <p>チャイルドライン 【電話番号】0120-99-7777 【相談日時】電話: 毎日 16:00～21:00 (年末年始を除く) チャット: 16:00～21:00 (実施日は HP 参照) 【URL】https://childline.or.jp/</p> 	<p>インターネットによる人権侵害</p> <p>違法・有害情報相談センター 【URL】https://www.ihaho.jp 【相談日時】24 時間受付</p>  <p>誹謗中傷ホットライン 【URL】https://www.saferinternet.or.jp 【相談日時】24 時間受付</p>  <p>群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口 【電話番号】027-212-0091 【相談日時】月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は 16 時まで、祝日・年末年始を除く)</p> <p>▼フォームによる相談 ▼メールによる相談</p>  
子 ど も	<p>東京都弁護士会セクシュアルマイノリティ電話法律相談 【電話番号】03-3581-5515 【相談日時】第2・第4木 17:00～19:00 (祝日の場合は翌金に実施)</p> <p>群馬県労働局雇用環境・均等室 【電話番号】027-896-4739 【相談日時】月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>法テラス群馬 【電話番号】0570-078-320 【相談日時】月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>
た ち		



令和4年度群馬県いじめ防止ポスターコンクール作品



玉村町立芝根小学校 3年
田中 里怜さん



玉村町立芝根小学校 6年
星野 真子さん



玉村町立中央小学校 3年
早川 和真さん



玉村町立中央小学校 5年
小川 凜さん



玉村町立南小学校 3年
石関 ひいろさん



玉村町立南小学校 5年
佐藤 夢菜さん



玉村町立玉村中学校 2年
高野 結愛さん



玉村町立南中学校 1年
菊地 亜美さん

**第2次人権教育・啓発の推進に関する
玉村町基本計画**

令和5年（2023年） 3月発行

発行 玉村町

編集 玉村町役場 庁内人権対策連絡会議

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

電話：0270-65-2511（代表）

FAX：0270-65-2592

